

下水道の普及促進に関する広報活動（案）

下水道の整備効果に関する事例

消費税率の変更に関する資料

1. 下水道の普及促進に関する取り組みについて

(1) 広報活動のこれまでの取り組み状況

広報活動は、下水道の普及拡大を図るうえで必要不可欠な取り組みであり、下水道整備の意義や効果について広く市民の方々にPRしていく必要があります。

また、下水道の整備効果を発揮し、安定した経営を実現するためには、市民の方々に下水道を利用して頂くことが最も大切なこととなります。下水道の利便性や快適性のみではなく、下水道の整備の意義や効果を正しく伝え、下水道の普及拡大を図ることも重要であると考えられます。

まずは、岩出市がこれまで実施してきた具体的な広報活動を確認し、今後のPR活動に必要な内容について検討を進めていくこととします。

【インターネットを活用した広報】

市のウェブサイトにおいて、下水道の役割や下水道計画の概要、整備に関する情報や助成制度など幅広い情報を提供しています。

インターネットを活用した広報は、時間に関係なく不特定多数の方へ多量の情報を提供できるメリットがある反面、情報提供の形態が一方通行であることやインターネットを利用されない方へのPR不足が課題と言えます。

【街頭啓発活動】

下水道の日(9月10日)に合わせて市内のショッピングセンターで啓発グッズの配布を実施しています。

市民の方々に直接的に下水道のPRを実施できるメリットはありますが、下水道に関する詳細な説明ができないことや限定された地域でのPRとなるため、PR効果を拡大するための工夫が必要であると考えられます。

【啓発チラシのポスティング】

下水道の供用開始後、未接続になっているご家庭を対象に助成金制度のチラシをポスティング(これまでの実績で約 3,000 枚)するなどの取り組みを実施しています。

あくまで行政サイドからの情報提供という形態であり、チラシに目を通して頂けたかどうかも含めてどの程度のPR効果があるのか明確でないなどの課題があります。

【工事説明会】

整備工事を発注する区域の住民の方々を対象に工事内容や下水道の接続に関する説明会を実施しています。

受益者負担金制度や宅内排水設備の改造工事、市の助成制度等についてPRも行っており、説明会にご出席いただけなかった方にはご自宅まで資料を配布させて頂いています。

説明会にご出席頂けた方には十分な説明ができる反面、欠席された方には情報提供が不十分になるなどの課題があります。

(2) 今後の普及促進に関する取り組みについて

これまでの普及促進に関する取り組みは、下水道に関する一般的な事項や市の助成制度について出来るだけ多くの方々に情報を知って頂くことを目的として実施してきました。

これまで取り組んできた普及促進策は、接続率や下水道の必要性等に関する理解の向上に一定の効果はあったものの、今後、さらなる普及促進を図るためには今までの取り組みに不足していた部分を補完したPRを実施していく必要があります。

そこで、これまで取り組んできた普及促進策を踏まえ、今後取り組んでいくべき内容について案をお示します。

① 戸別訪問による双方向のPR活動の実施（きめ細かな情報提供）

戸別訪問によるPR活動では、下水道の整備済み区域内で未接続のご家庭を対象に訪問員がお伺いし、接続して頂けない理由の調査を行ったうえで各々の事情に応じた対応策の提案を行うなど、一方通行ではない丁寧なPR活動が実施できるようになります。

具体のメリットとしては、不特定多数の方々へのPRではなく未接続家屋に的を絞って対策を実施することでPRの効率性が向上する、ケースバイケースの「お客様本位」のきめ細かな対応を行うことが可能となるため新たな下水道ユーザーの掘り起こし効果が期待できるといったことが考えられます。

例えば、未接続の理由が経済的な事情の場合には、助成制度や利子補給制度を丁寧に説明することで経済的なメリットを理解して頂き、下水道への接続を検討して頂くきっかけ作りができるというようなことが期待されます。

さらに、公共下水道を利用することによる効果、生活排水が周辺の水環境に与える影響などを説明し、下水道を利用したいと思って頂ける動機付けについても取り組みを進めることが可能であると考えられます。

② イベントなどを活用した下水道相談窓口の設置（積極的なPR活動）

日常の下水道に関する問い合わせは、下水道業務課が窓口となって対応していますが、積極的に営業活動が実施できるように「ふれあいまつり」や「市民運動会」、「文化祭」などで臨時ブースを設置し、下水道のPRを実施することで普及促進効果が期待できます。

下水道フェアなどを新たに企画立案するには、事務的にも費用的にも負担が大きくなりますが、既存のイベントに相乗りすることでコストを抑え、効率的にPRを実施することが可能になると考えられます。

③ 小学校への出前講座等による下水道のPR（学習機会の確保、意識向上対策）

小学校4年生は、社会学習のカリキュラムで「ゴミ」や「水道」、「下水道」といった分野の学習をする機会があります。

小学校や教育委員会と協力し、下水道の学習機会確保の一環として小学校に出向き「下水道講座」等を開催することで下水道に関する知識が広く普及すると考えられます。

また、那賀浄化センターの見学会などを積極的に開催し、日頃あまり目にする事のない下水道を実際に見て体験してもらうことで下水道への理解の向上も期待できます。

整備の完了まで長期間を要する下水道であるからこそ、岩出市の将来を担う子供達に下水道に関する正しい知識を身に付けてもらうことが大切であると考えられます。

(3) 新たな取り組み内容について

① アンケート調査の実施

公共下水道の整備が完了しているにもかかわらず、下水道をご利用頂けないご家庭を対象にアンケート調査を実施し、課題や問題点を把握・整理することで今後の接続率の向上に努めます。

アンケートの方式は、ポスティングによるものではなく戸別訪問員が聞き取り調査を実施することで回収率の向上が期待できます。また、アンケート結果を分析し、市民の方がどのような理由で下水道をご利用頂けないのかを把握することで接続率の向上に必要な施策の充実や新たなPR方法の展開が可能になると考えられます。

② 下水道未普及地域への「下水道接続準備のススメ」

公共下水道は、公共柵まで市役所が公費で整備を行いますが、水洗便所への改造や宅内排水設備工事などは個人負担で実施していただくこととなっています。

これらの下水道の接続に要する平成24年度の岩出市内での実績は、下表のとおりとなっています。

	平均価格	主な工事内容
くみとり式トイレ	417,000円	水洗トイレの設置、便槽の廃棄、宅内排水設備工事
単独浄化槽	233,000円	単独浄化槽の廃棄、宅内排水設備工事
合併浄化槽	153,000円	合併浄化槽の廃棄

これまでは、下水道工事を実施する地域の方に工事説明会を開催して下水道の接続時に必要となる費用などについて、具体的な説明を行ってきました。

下水道への接続費用は、宅内排水設備などの工事費に加えて受益者負担金も必要となり、くみとり式トイレからの改造ともなれば相当の個人負担が必要となってきます。

下水道の接続費用を短期間で工面することが困難なため、下水道の整備完了後に速やかに接続工事を実施して頂けないケースも考えられることから、こうした費用に関する情報を工事の実施前から市民の方々に十分に周知し、下水道に接続するための資金を計画的に蓄えて頂くようにしていく必要があると考えられます。

一例として、香川県多度津町では「下水道貯金」の制度を創設し普及促進を図っていますが、岩出市においても必要に応じてこうした支援策も検討しつつ、下水道への接続に必要な個人負担の確保が促進される取り組みを推進する必要があります。

2. 下水道の整備効果について

(1) 下水道整備による水環境の改善事例

○愛媛県松山市傍示川

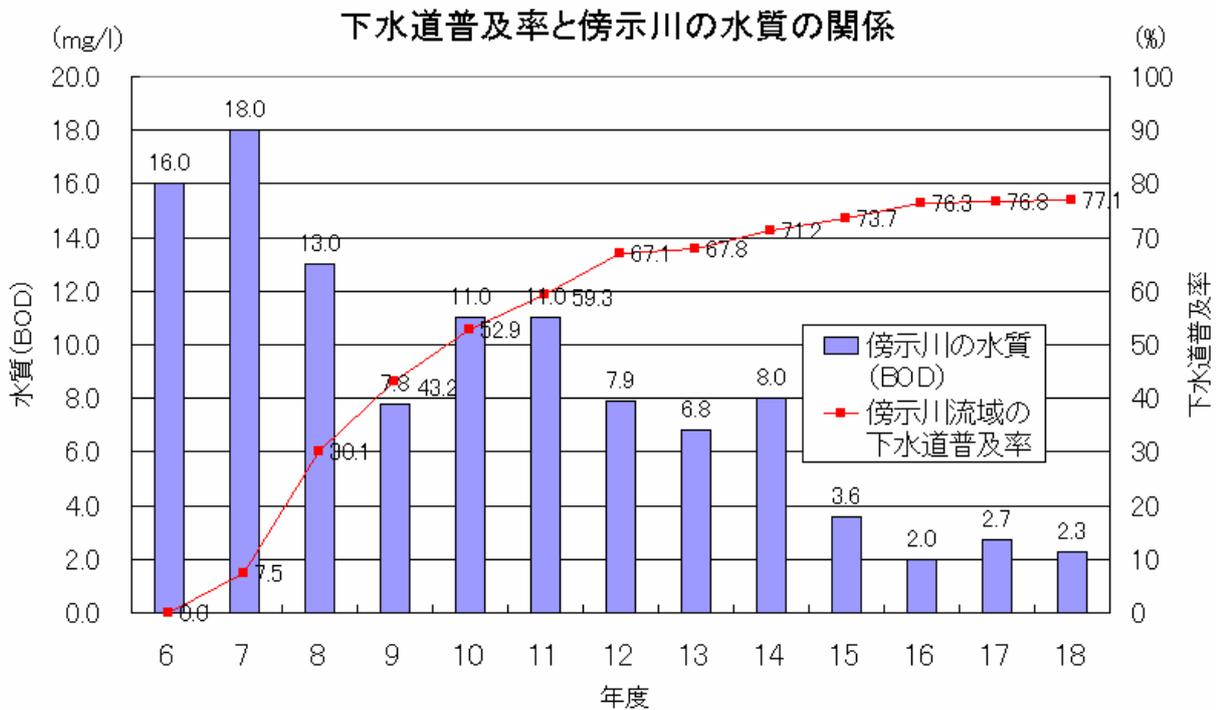


(平成元年頃の様子)



(平成15年)

下水道の整備が進んだことにより川の水質が改善され、透明度も高くなっています。

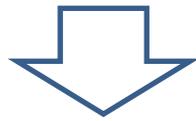


○岡山県倉敷市倉敷川



生活雑排水などにより水質汚濁が深刻な倉敷川水系の河川の様子

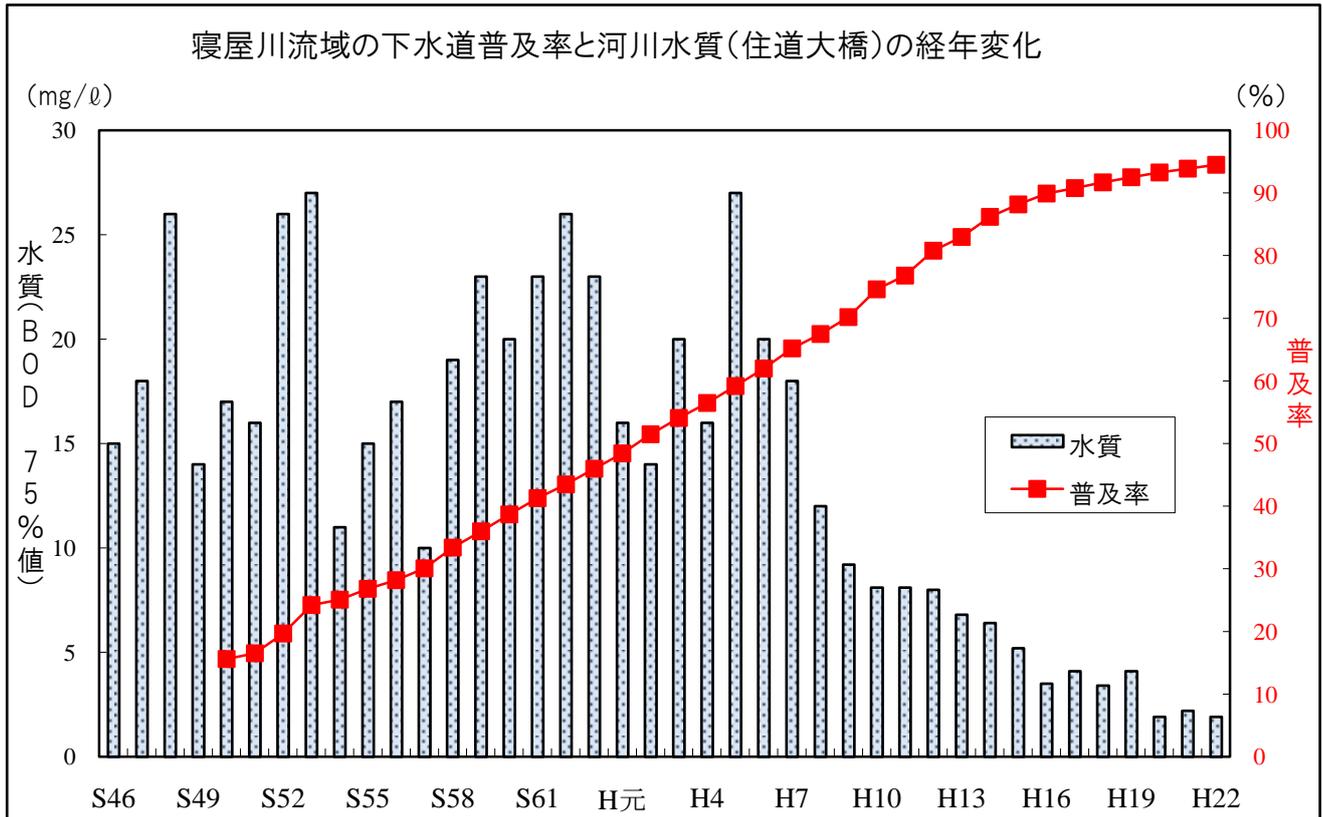
(昭和60年頃)



○大阪府寝屋川流域下水道

昭和40年代の高度経済成長期に急激な人口増加と都市化の進展により寝屋川の水質は大幅に悪化しました。

大阪府は、浸水対策と寝屋川の水質改善の抜本的対策として昭和40年に寝屋川流域下水道に事業着手し、昭和47年に鴻池水みらいセンターが供用開始されました。下記のグラフは、大東市にある住道大橋の水質と下水道普及率を比較したものです。下水道の普及率上昇に反比例して寝屋川の河川水質が改善されているのがわかります。



※住道大橋の環境基準値は5mg/ℓ



現在の住道大橋の様子

3. 消費税の税率変更について

(1) 消費税法改正の概要

平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

主な改正内容は次のとおりです。

①消費税収入の使途が明確化。

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされました。

(注) 地方消費税収入(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

②消費税率を引き上げ。

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の 25/100)	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

③特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設。

④任意の中間申告制度が創設。

⑤税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

(2) 消費税率引上げに伴う公共料金の改定について

消費税の税率変更に関する平成25年8月6日(火)、首相官邸ホームページで「第3回消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部(持ち回り開催)の資料」が公表されました。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/dai03/gijisidai.html>

公表された資料は、「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」で、平成25年8月1日(木)に消費者庁ホームページで公表された「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について(物価担当官会議申合せ)」と同じ内容です。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/dai03/siryou1.pdf>

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成25年8月1日
物価担当官会議申合せ

平成26年4月及び平成27年10月に予定されている消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)引上げに伴う公共料金等の改定については、今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」

(平成25年10月1日閣議決定)の概要

【冒頭】

- ・ 消費税率(国・地方)を平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認する。
- ・ 消費税率の引上げによる反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定。

1. 経済状況と持続的な経済成長に向けた取組

- ・ 政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生に向けて「三本の矢」を一体として強力に推進。
- ・ 経済財政諮問会議意見に示されているとおり、景気は緩やかに回復。先行きについても、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。
- ・ 「経済政策パッケージ」(後述)に取り組み、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとする。

2. 財政状況等

- ・ 我が国財政は厳しい状況。社会保障関係費の増大などにより悪化。
- ・ 政府は財政健全化目標を設定。「中期財政計画」に従い、財政健全化目標達成を目指す。
- ・ 国民に負担増を求める際に、各分野の歳出において無駄があるといった批判を招かないよう取り組む。

3. 社会保障制度改革

- ・ 本年8月に「法制上の措置の骨子」について」を決定。消費税増収分と社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ、社会保障制度改革を行うこととした。
- ・ 政府は、この骨子に基づく法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に法案を提出する。

4. 消費税率引上げにあたっての対応

消費税率の引上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組を更に強化するため、以下の(1)～(7)を「経済政策パッケージ」として取り組む。

(1)成長力底上げのための政策

① 成長戦略関連施策の当面の実行方針

② 投資減税措置等

- 設備投資減税・研究開発減税、事業再編促進税制、ベンチャーファンドへの投資を促す税制等について、所要の措置を講ずる。

(2)「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

- 企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大による消費拡大・投資増加につながる好循環を実現するため、政府は、9月20日に立ち上げた「経済の好循環実現に向けた政労使会議」等において取組を進める。
- 所得拡大促進税制について、企業による賃金引上げの取組を強力に促進するため、拡

充を行う。

- 足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること等を踏まえたうえで、12月中旬に結論を得る。

(3)新たな経済対策の策定

- 消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるよう、反動減等に対応した給付措置(後述)と合わせて、新たな経済対策を策定する。
- 来年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模とし、3%の消費税率引上げによる影響を大幅に緩和するとともに、経済の成長力の底上げ、成長軌道への早期の復帰に対応。
- その中で、
 - ◇ 競争力強化策(中小企業に重点を置いた投資補助金などの設備投資支援策、エネルギーコスト対策、東京オリンピックへの対応などの交通・物流ネットワークの整備、競争力強化・イノベーションにつながる重点課題の研究開発、地域活性化のための農業の6次産業化の推進など)
 - ◇ 高齢者・女性・若者向け施策(簡素な給付措置の加算措置、若者や女性を含めた雇用拡大・賃上げ促進のための措置、子育て支援など)
 - ◇ 復興、防災・安全対策の加速(被災地の災害復旧、学校施設の耐震化、地域経済に配慮した社会資本の老朽化対策など。復興事業については、復興特別法人税を減税する場合には復興財源を補填。)

などを措置すべく、今後、来年度予算と併せて具体化し、景気や税収の動向を見極めた上で、12月上旬に新たな経済対策として策定する。

- その上で、これらの施策を実行するための平成25年度補正予算を、来年度予算と併せて編成する。
- また、来年度予算においても、経済成長に資する施策に重点化する。

(4)簡素な給付措置

市町村民税非課税者 2,400 万人に1万円支給。老齢基礎年金(65歳以上)の受給者等に5,000円を加算。

(5)住宅取得等に係る給付措置

(給与収入約500万円以下の住宅購入者に10～30万円給付。被災地は標準的な負担増加額を給付。)、車体課税の見直し

(6)転嫁対策

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、実効性ある対策を推進。

(7)復興の加速等(再掲)

①新たな経済対策の中で復旧・復興の加速に取り組み、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算で予算措置を講じる。②その対策の中で、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填する。③被災者の住宅再建に係る給付措置を行う。